

論文の内容の要旨

論文題目 教育機会の平等の規範理論——ロールズ正義論の再検討を通じて——

氏名 児島博紀

本論文は、教育機会の平等に関わる規範的諸問題について、20世紀の米国を代表する思想家であるロールズ (John Rawls, 1921-2002) によって提唱された正義の理論 (正義論) を再検討することを通じて考察しようとするものである。とりわけ教育機会の平等を論ずる際にしばしば自明視される〈機会の平等観〉や〈自由 vs. 平等〉の図式そのものを問い直し、問題を別の仕方で語り直す可能性をロールズ正義論のうちに見出そうとした。各章では、以下のように議論を進めた。

第1章では、まず機会の平等を競争条件の平準化として捉える運の平等主義を取り上げたうえで、従来の解釈がロールズの機会の平等観を、道徳的恣意性の主張に着目しつつ運の平等主義的に解釈するものであったことを確認した (第1節)。次に、これに対してロールズの機会の平等観の基本となる論証を改めて整理することで、次のことを指摘した。すなわち、ロールズの機会の平等観は、社会的偶発性や生来のめぐり合わせの影響の是正の徹底であるよりは、むしろその限界が自覚された抑制的なものであり、個人の選択と責任に対する強調も不在である。またこのことは、ロールズの論証の背景にあるシジウィックの議論からも確認でき、また同じく背景にあるトニーの議論には、機会の平等を自由の問題として捉え直す契機が見出せる (第2節)。そのうえで、ロールズの機会の平等観を自由の観点から特徴づけることを試みた。前提として、マッカラムによる三項関係による自由の定式を用いつつ、自由と機会には同型の構造が見出せることを指摘した。さらに、公正な機会の平等と格差原理に関わる二つの言明を検討し、それらが段階的に種々の制限や障壁を取り除きつつ自由の実効化を促進する一貫したプロセスであると解釈し、本章ではそれを〈自由の実効化〉と呼んだ (第3節)。

第2章では、ロールズ正義論の平等主義としての特質を明らかにするために、まず比較対象として

関係論的平等主義——とくにアンダーソンによる民主的平等論——について導入した。アンダーソンの民主的平等論は、ケイパビリティの十分性を足場にしつつ対等な市民関係を築こうとするものだと いえる。また、正義の二原理を検討するための切り口として、ウィリアムズが示唆する葛藤問題を導入した（第1節）。次に、正義の二原理と自由・平等の理念との関わりについて検討した。第一原理が自由・平等と関わるのは、「平等な自由」とそれを通じて尊重の平等を確保しようとする点においてである。また、ロールズの平等主義を特徴づける点に功績批判が挙げられる（第2節）。さらに、正義の二原理と友愛の理念との関わりについて、格差原理と互惠性、また正義感覚論に注目した。互惠性は、より恵まれた人びとが利益を獲得する際には、同時にそれが不遇な人びとの見通しの改善に資することを要求する。格差原理は、社会の制度編成がこの互惠性を充たすよう命ずる点において、友愛の理念を体現する。また、人びとは正義感覚を発達させ、正義の二原理を遵守することを通じて互いにつながりや結びつきをえるに等しい（第3節）。最後に、本章の内容をふまえつつ葛藤問題に対する解答を提示した。それによれば、互惠的な分配システムは、分配のプロセスそれ自体において、人びとを互いに対等な存在として扱おうとするものであり、この点において尊重の平等と友愛が組み込まれている。また、本章の内容と前章の自由の実効化の議論との関わりについて、自由の真価、互惠的な分配システムによる自由の実効化の支え合い、社会連合論の三点を指摘した（第4節）。

第3章ではまず、一般に強調される〈自由 vs. 平等〉の図式が実際どのような問題であるかを検討することから始めた。それによって、自由と平等との対立よりもむしろ、目的論的平等主義と優先主義や十分主義との区別、また水準低下批判といった平等に内在する困難と呼ぶものに重要性を認めた（第1節）。次に、水準低下批判との関わりから教育機会の平等を論ずるにあたって考慮すべきことを三点指摘した。すなわち、結果の平等の密輸の危険性、地位財の観点からの水準低下、底なし穴問題である。そのうえで、公正な機会の平等に対する批判が底なし穴問題と関わる点に注目し、その批判を検討した。結論として、第1章の主張をふまれば、その批判は誤った解釈にもとづいており、退けることができる（第2節）。最後に、現代の教育機会の平等に関わる論争として、〈教育の適切・妥当性 vs. 教育の平等〉論争を検討した。アンダーソン／サッツによる教育の適切・妥当性論は、関係論的な平等主義に立脚した十分主義的な主張として理解できる。しかし、それが単一原理として提示されている点で、教育制度・政策の指針としては不十分だとする批判に妥当性を認めた。これに対して、ブリッグハウス／スウィフトの教育の平等論は、原理を複数組み合わせる多元主義的アプローチであり、またそれらの原理はロールズの正義の二原理とほぼ対応する。そのうえで、公正な機会の平等の優先権を変更する彼らの議論について、説得力を有するものではないと判断し、依然としてロールズ正義論のアプローチが妥当性を失うわけではないことを主張した（第3節）。

以上の議論は、教育機会の平等をめぐる日本の言説における、自由と平等の対立として強調される図式や見方を相対化する契機を含むように思われる。こうした日本の言説においては、自由はしばしば市場化や選択の自由と結び付けられ、また平等は「格差」との関わりで意識される場合が多いと考えられるからである。これに対して本論文は、関係論的な平等主義の観点から正義の二原理における尊重の平等の視点を重視し、また一見すると平等主義的な原理や価値（公正な機会の平等／教育の平等）を自由の実効化の観点から擁護するという、別の見方を提示してきた。